



		④様式第6号の2(第6面)(新規車両のみ)	◎
6	積替保管施設の変更	①様式第6号の2(第3面)積替施設又は保管施設の概要	◎
7	事業の全部又は一部の廃止	①許可証(原本)	◎
<p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出先は、主たる事務所の所在地等により異なるので、以下の提出先を確認の上提出すること。</li> <li>届出を行政書士に委任する場合には、委任状を添付すること。行政書士が変更届を作成した場合は、記名して職印を押印すること。</li> <li>優良産廃処理業者のうち、許可証に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る記載がない者は、変更届(許可証書換えを伴うもの)に「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出」を添付すること。</li> <li>石綿含有産業廃棄物(汚泥)に係る申出は、令和3(2021)年8月10日以降最初の変更届(許可証書換えを伴うもの)に限る。</li> </ul> <p>なお、当該申出による書換えが可能な期間は、令和3(2021)年8月10日以降に申請する最初の更新までとし、一度許可証の書換えを受けた以降(変更許可あるいは書換えを伴う変更届を含む。)に新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更許可を要する。</p> <p>また、許可証の書換えを受けるまで「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取扱うことはできない(ただし、産業廃棄物の「汚泥」かつ特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有する者は、許可証の書換えを受ける前から「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができる)。</p> <p>※石綿含有産業廃棄物(汚泥)(石綿含有仕上げ塗材が廃棄物になったもの等)は飛散性が高いおそれがあるため、耐水性プラスチック袋等により二重梱包を行うことが必要。 →申出による書換えを行う際は、収集容器の写真【〔収運業〕様式第6号の2(第7面)】を併せて添付すること</p>			

### ○提出先

- ①主たる事務所又は事業場を栃木県内(宇都宮市内を除く)に有する場合又は処理施設(積替保管施設を含む)を栃木県内(宇都宮市内を除く)に有する場合には、所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所
- ②上記以外の場合には、資源循環推進課

提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 028-623-3154	宇都宮市、栃木県外

※ 書換え後の許可証の郵送を希望する場合は、宛名を記載したレターパックプラス(520円)を変更届に併せて提出してください。